



会 務 通 信

会員数/個人会員 1,042 名 法人会員 67 法人（8月1日現在）



撮影：中島 健太

INDEX

◆ 第1回定例研修会を振り返って	会長 川合秀幸	 2
◆ 境界問題相談センターニュース No.77		 4
◆ 中部ブロック協議会 令和7年度定時総会報告	副会長 田中智司	 6
◆ 役員研修会報告	社会事業部部員 鳥居隆志郎	 7
◆ 突撃！となりの調査士事務所 Vol.13	広報委員 安田真由美	 8
◆ 事務局からのご案内		 10
◆ 編集後記		 11

第1回定例研修会を振り返って

会長 川合 秀幸



平素は会務運営に関し、ご理解ご協力くださいますありがとうございます。

9月に入り、四季で言えばもう秋だというのに、相変わらずの暑さで現場作業は大変かと思えます。私は、麦わら帽子とクールネックリングと協働会で購入した空調服、そしてこまめな休憩と水分補給で暑さ対策をしています。令和7年6月1日から職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行されています。熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。対象となるのは「WBGT（暑さ指数）28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業とのことですが、詳しくは厚生労働省のHPで確認をお願いします。まだまだ厳しい残暑が続くと思いますので、会員のみなさまにおかれましては、引き続き暑さ対策をしっかりとさせていただきたいと思います。

さて、7月15日に名古屋市公会堂において第1回定例研修会が行われ、その第1部では私が「就任の挨拶」と、「所有者不明土地管理人制度」について講義を行いました。

土地の境界を確定しなければならないような登記測量業務を受けた場合に、隣地が相続人不存在等の所有者不明土地において、今までは不在者財産管理人や相続財産管理人、法人の場合は清算人を選任してもらうか、筆界特定申請するしか方法がありませんでした。



しかし、令和5年4月1日から施行されている所有者不明土地建物管理制度における所有者不明土地管理命令申立てにより、裁判所から所有者不明土地管理人が選任されると、私の知る限りでは申立てから約4か月以内（2か月間の公告期間も含みます）で管理人との筆界立会が完了しています。と言っても、今後も4か月以内で完了する保証はどこにもないのですが、安易に筆界特定申請によらず、この申立てを選択肢の一つに加えていただければと思います。

会場のスライドでお見せした裁判所からの通知文書が分かりにくかったかもしれませんが、申立てが非訟事件ということから黒塗りはしたものの、資料として皆さまに配布することは相当ではないと判断し、当日のスライドのみとさせていただきましたので、ご了承ください。

第2部では、狭あい道路の解消に向けた制度の構築や、事業の実施の望ましいあり方、先進的な事例を示すことで、これまで狭あい道路解消に向けた取組を、実施したことのない地方公共団体における取組の開始や、すでに着手されている地方公共団体の取組のさらなる推進や好事例の横展開を図ることを目的として、令和6年3月に国土交通省で策定されました「狭あい道路対策に関するガイドライン及びマンションの管理・再生の円滑化等のための改正法」について、国土交通省住宅局市街地建築課長田中政幸氏に講義していただきました。あいち境界シンポジウムでも取り上げています「狭あい道路の解消」と「地図づくり」の重要性は、震災に強い街づくりに欠かせません。防災、減災、復興の観点から、会員一人一人が土地家屋調査士という資格者として、狭あい道路解消と地図づくりに向けた意識を持つことが重要かと考えます。

この会務通信が発行される9月1日は、1923年（大正12年）9月1日午前11時58分に発生したマグニチュード7.9の「関東大震災」が東京・神奈川・千葉を中心に甚大な被害を及ぼし、死者・行方不明者が14万人を数え、この日を「忘れないように」「教訓として未来へつなげる」ため、「防災の日」として制定されたものです。今年も本会として各支部の協力のもと、会員の安否確認訓練を実施しますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

※参考条文 民法 第264条の2【所有者不明土地管理命令】

- 1 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有部分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人（第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。）による管理を命ずる処分（以下「所有者不明土地管理命令」という。）をすることができる。
- 2 所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である土地）にある動産（当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。
- 3 所有者不明土地管理命令は、所有者不明土地管理命令が発せられた後に当該所有者不明土地管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他事由により所有者不明土地管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。
- 4 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所有者不明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任しなければならない。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.77

今年度は、あいち境界問題相談センター運営委員会の委員が半数以上入れ替わりしました。そこで、今回は、新しく副委員長に就任した天野直秋委員のご挨拶を掲載いたします。

副委員長就任のご挨拶

この度、あいち境界問題相談センターの副委員長に就任しました岡崎支部の天野直秋と申します。運営委員として4年目で大役を仰せつかり、身が引き締まる思いでございます。先輩方が築き上げてくださった全国でも有数の申立件数を誇る愛知会ADRの発展に尽力してまいります。

連日猛暑の日が続き、現場作業が体に堪えますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。朝夕のできるだけ涼しい時間帯に作業を進めたいと思っても、納期が急がれる現場においては、昼頃の作業も欠かせず、熱中症対策をして現場作業を進めております。弊所もファン付きジャケットを着用して体温の上昇を抑えようとしておりますが、昨今の気温は35℃を超えることがあり、ファンから体に当たるのは凄まじい熱風、逆に熱中症になるのでは、と感じたこともあります。6月に行われた国際建設・測量展において出店企業に確認したところ、直射日光が当たる環境下ではファン付きジャケットにも限界があり、冷却デバイスの利用も増えてきているとのことでした。少しでも生産性が向上すればと思い、今年から使用してみました。首元にひんやりとした感覚があり、肌に心地良く、作業効率も上がった気がしております。まだまだ暑さが続きますので、どうかご自愛いただき、現地作業を行っていただけたらと存じます。

さて、あいち境界問題相談センターでは、境界から導かれる問題の解決に向け、日々活動を行っております。土地家屋調査士では解決できない所有権に関する問題もADR申立てにより中立的に解決できますので、日常業務の解決手段の一つとしてご検討いただければと存じます。ただ「ADRの申立てにはどのような案件が適しているのか」、「申立手続はどのように行えばよいか」等、ご不明な点をお持ちかもしれません。

そのような方に朗報がございます。

今年は、例年1月に実施している運営担保研修を9月29日(月)に開催する予定です。

本年1月に行われた同研修では、名古屋法務局不動産登記部門担当官から筆界特定とADRの連携についてご講義いただき、その後の模擬相談・グループディスカッションにおいては、模擬相談事例を基に、弁護士、法務局担当官を交えた活発な意見交換ができ、会員の皆さんにも大変好評でした。

さらに、本年度からは、4名の弁護士運営委員に加え、2名のADRアドバイザー弁護士にご在籍いただいておりますので、上記研修についても、より細やかな対応が可能となります。研修の対象者は、会員全員となりますので、皆様の奮ってのご出席をお待ちしております。

本年度もあいち境界問題相談センターをよろしくお願いいたします。

(あいち境界問題相談センター運営委員会 副委員長 天野直秋)

**令和7年9月29日（月）午後
運営担保研修会開催
ウインクあいち**

(あとかき)

委員長光飛田弁護士、副委員長天野直秋会員を中心に、今まで以上に愛知会会員及び一般の方からの申立案件が増えるよう、広報等であいち境界問題相談センターの知名度をもっと上げていこうと思います。会員の方々には、困ったときのセンターと位置付けられるようにしていきます。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

中部ブロック協議会令和7年度定時総会報告

日 時：令和7年7月4日（金）14時～17時
場 所：三重県津市 ホテルグリーンパーク津

去る令和6年7月4日、三重県津市で行われた中部ブロック協議会の定時総会の報告をいたします。定時総会は午後2時に始まり、中部ブロックに属する、愛知、岐阜、三重、福井、石川、富山から各会の会長、副会長、部長が参加しました。



最初に中部ブロック協議会 梅村会長（愛知会）の挨拶があり、執行部から昨年度の活動報告と決算報告がありました。今後の計画について報告され、ついで令和7年度の活動計画と予算は満場一致で承認されました。



午後5時に定時総会が終了し、その後、懇親会が開かれました。懇親会の前に三重高校ダンス部によるダンスの披露がありました。三重高校は全国屈指のダンス部であり、高校生によるダンスは会場を盛り上げ、全員から歓声と拍手が上がりました。午後6時からの懇親会は、今瀬新会長（岐阜会）の挨拶で始まり、普段なかなか会えない他県の会員同士が交流し、情報交換が活発に行われました。

翌日には、会長会議、および分科会が開催されました。会長会議では、日調連の岡田会長も参加され、連合会の方針や各会の課題などが挙げられ、中部ブロック6県会長による活発な意見交換がされました。その中で土地家屋調査士の報酬の低廉化が問題提起され、いずれの県においても問題となっていることが分かりました。また石川会からは、中部ブロック事業である能登半島地震による登記相談会の説明、愛知会からは、土地所有者による境界立会啓発ポスターの説明などがありました。また分科会では、総務・財務部、業務・社会事業部、研修部、広報部にそれぞれ各県の副会長、部長が分かれ、事前に提起されたテーマに沿って意見交換をしました。

地域差や規模の差はあるものの、各々の単位会の立場で積極的に調査士の業務改善、発展を願う内容の意見交換ができたと思います。中部ブロック総会を通じて、広い視野を持って将来の調査士像を創っていく必要があると思いました。

（副会長 田中智司）



役員研修会報告

日 時：令和7年7月3日（木）10時～17時
場 所：ウインクあいち会議室

令和7年7月3日に行われた役員研修会に、私は社会事業部部員という立場で参加しました。

諸岡副会長による開会の辞、川合会長による所信挨拶の後、1時限目は「本会の組織・役員について」、「役員から見た事務局について」の説明を岸田副会長から受けました。愛知会の運営を円滑に行うためには事務局の方との連携が必要不可欠だと感じました。



川合会長

2時限目は「文書起案について」、「事務局から見た役員について」の説明を壁谷専務理事から受けました。文章の構成、読みやすさの重要性を実感しました。

昼食休憩の後、3時限目は「調査士会の役割（役員の仕事）について」の説明を中原元会長から受けました。引き受けた役員を最後までやりきる確固たる意志を持つことの重要性を学びました。

4時限目は「各部長の抱負について」を清水総務部長、石川財務部長、二宮業務部長、稲山研修部長、河合広報部長、武山社会事業部長から伺いました。

5時限目は「未来の調査士像について」の説明を伊藤顧問から受けました。未来の調査士像をより良くするためにはどうすべきかを考えることの重要性を学びました。

私は登録して4年目になり、今年度6月から社会事業部部員を拝命しました。分からないことばかりですが、役員研修会で教えていただいたこと、感じたことを実践して、調査士会に貢献できるように取り組んでいきたいと思います。

（社会事業部部員 鳥居隆志郎）



突撃 となり 調査士 事務所

Vol. 13

01

三代目土地家屋調査士事務所

7月の初日、先々代から続く創業65年目の昭和区折戸町の土地家屋調査士三浦智聡事務所を訪ねました。

事務所内は、先々代が作成されたという手書きの建物平面図（▲見出し写真）が飾られ、三代目事務所の風格を感じます。本人は、建築士志望で、一旦は外部に就職しましたが、まさに就職氷河期真っ只中、就職先では、自分が思うような仕事ができず、それならばと家業の土地家屋調査士事務所を引き継ぐことを決意したそうです。

▶1999年頃の
初代事務所



03

事務所運営のコツ！その2

『補助者育成』まさにそれを実践されている事務所です。事務所の奥のミーティングルーム兼休憩室には、巨大なスクリーンが設置され、定期的にプロジェクターを使って、社内研修を行っているとのこと。



音声で呼びかける
スクリーンが自動
で出てきます

02

事務所運営のコツ！その1



この日は、ちょうど4名の補助者さんは、現場に出てお留守でした。

先代のお父様が、組み立てられたという従業員分のトリプルディスプレイのパソコンが事務机に並びます。

少し前までは、土曜日出勤や残業もあたり前の時代でしたが、長く事務所に勤めてもらいたいこともあり最近はメリハリをつけて、土日祝日休業、残業なしの現代の若者にも受け入れられる運営を心掛けているそうです。

04

快適な事務所づくり



時間になったら、閉まるカーテン。事務所に近づく点灯する明かりやエアコン。先述のとおり音声でアップダウンするスクリーンなど、とにかく働く人にとって快適空間であることを大事にしている三浦会員。

自らトイレ掃除も行います（もちろん自動ではありません）。補助者さんが、定着して勤めるのも願います。



05

かつての相棒（道具編）

▶初期の頃の
測量器も大切に
保管されています



07

趣味その2 ジャズ



▲ 書棚の片隅
▲ に・・・

ジャズ好きな先代の影響か、ここ数年でジャズを聴くことが増えてきたという三浦会員。仕事関係の書類や書籍が並ぶ書棚の片隅には、・・・ジャズ雑誌が並び、愛好家らしい空間ができ上がっていました。

08

内業の必須アイテム

三浦会員お薦め

『卓上ルーペ』

詳細な図面を見たり、書いたりするときに大変重宝。仕事もススイはかどります。



広報委員の感想

いつも落ち着いて優しい雰囲気の三浦会員ですが、家庭でも家族思いの優しいお父さんのようで、三人の娘さんたちが、まだ小さかった頃には、自分が手掛けた現場の前を通ると、『この現場で仕事したんだよ』と自慢できることが誇りしかつたと話されていたのが印象的です。取材させていただき、事務所環境についても大変参考になりました。ありがとうございました。

（安田真由美）

06

趣味その1 DIY

窓の外は、ウッドデッキに木製フェンス、玄関先には、タイル張りのフロアなど、あらゆるところに、DIY好きの腕前が見受けられます。どれもなかなかの仕上がりです。

ウッドデッキでは、休みの日にバーベキューを楽しむこともあるそうです。

まだまだ、進化しそうな空間です。（もっとウッドデッキを広げる計画だとか・・・）

◀ 木製フェンス
& ウッドデッキ

▼ ウッドデッキには、
床下収納まで備え
られています。



◀ タイル張りで
雨の日も大丈夫

09

仕事の相棒（車編）

車内の棚制作も、三浦会員が手掛けたもので、大変整理されて使いやすい空間です。

▶ ハイゼット車内



取材当日は、2台とも現場に出動中。後日、三浦会員が撮影して送ってくださいました。

◀ ハイエース車内



愛犬たちと事務所前で♪

事務局からのご案内

8月の入会者

かたやま たいき
片山 大紀（名古屋北支部）
愛知第 3184 号
〒460-0003
名古屋市中区錦一丁目 3 番 18 号
エターナル北山ビル 7F
TEL 052-228-7534
FAX 052-228-7531

すみだ りょうたろう
住田 僚太郎（知多支部）
愛知第 3185 号
〒474-0036
大府市月見町 3 丁目 143 番地
TEL 0562-46-2205
FAX 0562-46-5000

退会者

青山 紘一（東三支部）
愛知第 1332 号／昭和 43 年 10 月入会

事務所変更

林 直樹（熱田→昭和支部）
愛知第 3111 号
〒467-0878
名古屋市瑞穂区船原町一丁目 5 番地
ひかりビル 203 号
TEL 052-627-6062・FAX 052-627-6063

三尾 翔平（豊田支部）
愛知第 2996 号
〒473-0914
豊田市若林東町宮間 22 番地 4
カーサシーガル参番館 406
TEL 0565-98-2233・FAX 0565-50-8120

事務所の TEL・FAX 変更

高橋 悌（岡崎支部）
愛知第 2985 号
TEL 0564-74-8474・FAX 0564-74-8604



業務に関するお知らせ（7月16日から8月18日まで）

ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月 日	標 題
7 月 22 日	江南市役所の窓口・電話受付時間の変更について
7 月 30 日	オンラインによる登記申請時の留意事項について（事務連絡）
8 月 1 日	名古屋東支部・昭和支部合同研修会のご案内
8 月 8 日	令和 7 年度第 2 回定例研修会の開催について
8 月 18 日	不動産の相続登記及び住所等変更登記の義務化に伴う対応について
8 月 18 日	令和 7 年度第 1 回定例研修会の動画公開について
8 月 18 日	実務参考図書「桂林書院登記六法 令和 8 年版」の推薦について



9月の会務予定

2日	総務財務部会、社会事業部会	16日	あいち境界問題相談センター運営委員会
3日	業務部会、研修部会、広報部会	17日	理事会
6日	第20回特別研修集合研修 考査	19日	年次研修委員会
8日	自由業第132回定例会	24日	広報戦略 Zoom、広報戦略 PT 会議
9日	新入会員業務研修委員会	29日	あいち境界問題相談センター運営担保研修
11日	筆界調査委員養成講座（第4回）	30日	第36回愛調会親睦ゴルフ大会
12日	名古屋市との協議会		



表紙写真 「どこまでも続く道」 豊田支部 中島健太 撮影場所：北海道野付郡別海町
北海道別海町にある名もなき道路ですが、圧巻の景色でした。

編集 後記

お盆過ぎるとそろそろ秋の気配・・・と思いきや、最近は暑さがいつまでもいつまでも続いて本当に大変な世の中になってきたと実感します。外での作業は、命がけという言葉が、全然大げさではありません。暑さ対策は必須だと実感していますが、皆さんの暑さ対策はどのようなものでしょうか。私は、空調服や保冷パックなどを使い、こまめな水分補給を心掛けるなど一般的な方法しか思いつきませんが、最近は、暑さ対策グッズもいろいろ工夫されたものがあるようです。そういったものを試しつつ、元気に暑さを乗り切りたいものです。（広報委員 安田真由美）

- 発行日 令和7年9月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 川合 秀幸
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>